

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)に基づき実施される母子保健事業(保健指導、健康診査、訪問指導)の管理を行う。</p> <p>【事務の具体的内容】</p> <p>①申請者の照会 ②母子保健事業(乳幼児・妊産婦等)対象者の確認 ③母子保健事業案内通知のための帳票出力および送付 ④母子保健事業記録の入力 ⑤統計報告 ⑥その他上記に関連する事務</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表の項番70の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧こども家庭センターの事業の実施に関する事務</p> <p><中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) <p><サービス検索・電子申請機能における事務の内容></p> <p>サービス検索・電子申請機能から妊娠の届出の受理を行う。</p>
③システムの名称	健康情報システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(48、71、80、102の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(95の項)</p> <p>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務」が含まれる項(95の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	福祉健康局福祉健康センター総務課
②所属長の役職名	福祉健康局福祉健康センター総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉健康局福祉健康センター総務課 〒920-8533 石川県金沢市西念3-4-25 電話:076-234-5106
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1万人以上10万人未満] 令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本市の制定する「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <div style="margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div>
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
判断の根拠	本市の制定する「金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 7. 特定個人情報に関する訂正・訂正情報	保健局健康政策課長 山森 光一	保健局健康政策課長 山森 健直	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	1 関連情報 7. 特定個人情報に関する訂正・訂正情報	金沢市市長公室広報広聴課	金沢市都市政策局広報広聴課市民情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保健局健康政策課長 山森 健直	保健局健康政策課長 山口 和俊	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	健康情報システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、既存住民基本台帳システム、サービス検索・電子申請機能	健康情報システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
平成28年4月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	保健局健康政策課長 山口 和俊	保健局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年4月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年4月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年4月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	—	新設	事前	
令和2年3月22日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の第41条の項第40の規定により、以下の事項において個人番号を利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②～⑥産婦人科 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事業についての審査に関する事務 ⑧母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表第1の項第40の規定により、以下の事項において個人番号を利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②～⑥産婦人科 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事業についての審査に関する事務 ⑧母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	重要な変更項目でないため
令和2年3月22日	1 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 第3項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項（56の2項） 第3項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項（56の2項） 別表第2における情報提供先の根拠 第1項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」が含まれる項（69の2項）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 第3項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項（56の2項） 第3項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項（56の2項） 別表第2における情報提供先の根拠 第1項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」が含まれる項（69の2項）	事前	
令和2年4月22日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	金沢市保健局健康政策課	金沢市福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和2年4月22日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 2. 所属長役職名	保健局健康政策課長	福祉健康局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和2年4月22日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	保健局健康政策課 電話: 076-220-2233	福祉健康局健康政策課 電話: 076-220-2233	事後	重要な変更項目でないため
令和2年4月22日	1 関連情報 9. 監査実施の有無	[] 自己点検	[○] 自己点検	事後	重要な変更項目でないため
令和2年4月22日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表第1の項第40の規定により、以下の事項において個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表第1の項第40の規定により、以下の事項において個人番号を利用する。	事前	
令和2年4月22日	1 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の49の項	番号法第9条第1項 別表第1の49の項	事前	
令和2年4月22日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 第3項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項（56の2項） 第3項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項（56の2項） 別表第2における情報提供先の根拠 第1項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」が含まれる項（69の2項）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 第3項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項（56の2項） 第3項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項（56の2項） 別表第2における情報提供先の根拠 第1項（情報提供先）に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」が含まれる項（69の2項）	事前	
令和2年4月22日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表第1の項第40の規定により、以下の事項において個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表第1の項第70の規定により、以下の事項において個人番号を利用する。	事前	
令和2年4月22日	1 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の69の項	番号法第9条第1項 別表第1の70の項	事前	
令和2年7月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	別表第2における情報提供先の根拠 「母子健康法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」	別表第2における情報提供先の根拠 「母子健康法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」	事後	
令和2年7月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長 ②所属長 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉健康局健康政策課 福祉健康局健康政策課長 電話: 076-220-2233	福祉健康局福祉健康センター総務課 福祉健康局福祉健康センター総務課長 福祉健康局福祉健康センター総務課 〒920-8533 石川県金沢市西念3-4-25 電話: 076-234-5106	事前	
令和2年7月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要 3. 個人番号の利用法令上の根拠	平成31年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	